

ベトナム向け日本産りんごの生果実に係る新たな輸出植物検疫条件（概要）

1 検疫対象病害虫

*Botryosphaeria obtusa* (リンゴ黒腐病)  
*Botryosphaeria ribis* (リンゴ胴腐病)  
*Gibberella avenacea* (リンゴ水腐病、果梗腐病)  
*Monilinia laxa*  
*Pseudomonas syringae* pv. *syringae*  
*Pseudomonas viridiflava*  
*Diaporthe tanakae* (リンゴ胴枯病)  
*Phynchites heros* (モモチョッキリゾウムシ)  
*Diaspidiotus perniciosus* (ナシマルカイガラムシ)  
*Lopholeucaspis japonica* (ナシシロナガカイガラムシ)  
*Ostrinia scapulalis* (アズキノメイガ)  
*Grapholita inopinata* (リンゴコシンクイ)  
*Grapholita molesta* (ナシヒメシンクイ)  
*Spilonota albicana* (シロヒメシンクイ)  
*Argyresthia conjugella* (リンゴヒメシンクイ)  
*Alternaria mali* (リンゴ斑点落葉病)  
*Botryosphaeria berengeriana* f. sp. *Pyricola* (リンゴ輪紋病)  
*Diaporthe eres* (フオモブシス枝枯病)  
*Gymnosporangium yamadae* (リンゴ赤星病)  
*Monilia polystroma* (リンゴ灰星病)  
*Phytophthora syringae* (リンゴ疫病)  
*Phytophthora megasperma*  
*Schizothyrium pomi* (リンゴすす病)

2 主な検疫条件（概要）

- (1) 日本の植物防疫所があらかじめ登録した生産園地（以下「登録生産園地」という。）において、ベトナムが侵入を警戒する病害虫に対する検疫措置（県等の指導に基づく病害虫防除等）が実施されること。
- (2) 日本の植物防疫所等により、登録生産園地における病害の発生状況を確認するための園地検査が行われること。園地検査において、ベトナム側が侵入を警戒する危険度の高

い病害が発見された園地については、その年の園地の登録が取り消され、同年の輸出が不可となること。また、危険度が中程度の病害が発見された園地については、病害の防除が実施されること。

- (3) 収穫されたりんごは、日本の植物防疫所が登録した低温処理施設において、果実温度を 1.1 °C 以下の状態で 28 日間以上維持すること。
- (4) 日本の植物防疫所が登録した選果こん包施設において、選果及びこん包が行われること。
- (5) 輸出時に、日本の植物防疫所により、ベトナムが侵入を警戒する病害虫に対する輸出検査が行われること。なお、検査対象病害虫が発見された荷口は不合格となり、輸出が不可となること。